

税務システム等標準化検討会 (第3回)

事務局提出資料
(地方自治体システムの標準化・共通化に
関する最近の動向について)

令和3年5月20日

総務省自治税務局

地方自治体システムの標準化・共通化に関する最近の動向

- **令和2年12月25日 「デジタル・ガバメント実行計画」(閣議決定)**【資料P 2～P 4】
 - ・ 主要な17業務に係る標準準拠システム移行の目標時期を2025年度(令和7年度)とする。
 - ・ 地方公共団体の情報システムについて、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けて具体的な対応方策や課題等について検討を進める。

- **令和3年1月28日 令和2年度第3次補正予算成立**【資料P 5】

- **令和3年1月29日 地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議(第3回)**【資料P 6～P 12】
 - ・ 「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」が示される。
 - ※ 令和3年2月9日に、総務省自治行政局が各自治体向けに「自治体DXの推進等に関する説明会」を開催し、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から、上記関係府省会議で使用した「地方自治体の業務システムの統一・標準化の作業方針見直し」資料を用いて、地方自治体システムの標準化・共通化を説明。

- **令和3年2月9日 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案 閣議決定**
令和3年5月12日 同法 成立【資料P 13】
 - ・ 令和3年9月1日施行

デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)(抜粋)

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度（令和2年度）に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（児童手当（内閣府）、選挙人名簿管理、**固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）**、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省））について、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に**業務プロセス・情報システムの標準化を進める**。各府省は以下の事項に取り組み、**住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。**

これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。このため、**地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する**。その上で、**国が財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う**。その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、**目標時期を2025年度（令和7年度）**とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。

（略）

なお、取組においては、**多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める**とともに、地方公共団体にわかりやすく目標・取組・スケジュールなどの段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、地方公共団体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

（略）

デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)(抜粋)

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

①住民記録（総務省）

住民記録システムについては、2020年9月に標準仕様書（第1.0版）を取りまとめたところであるが、他の業務の標準化の状況等を踏まえ、必要に応じて標準仕様書（第1.0版）を改定する。

②地方税（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税）、選挙人名簿管理（総務省）

固定資産税、個人住民税等の基幹税務システムについては、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議」の方針を踏まえ、**2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。**

選挙人名簿管理に係るシステムについては、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

③社会保障（厚生労働省）

国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに、導入地方公共団体を広げるための機能改善を図るほか、公開されている設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書の見直しを行う。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

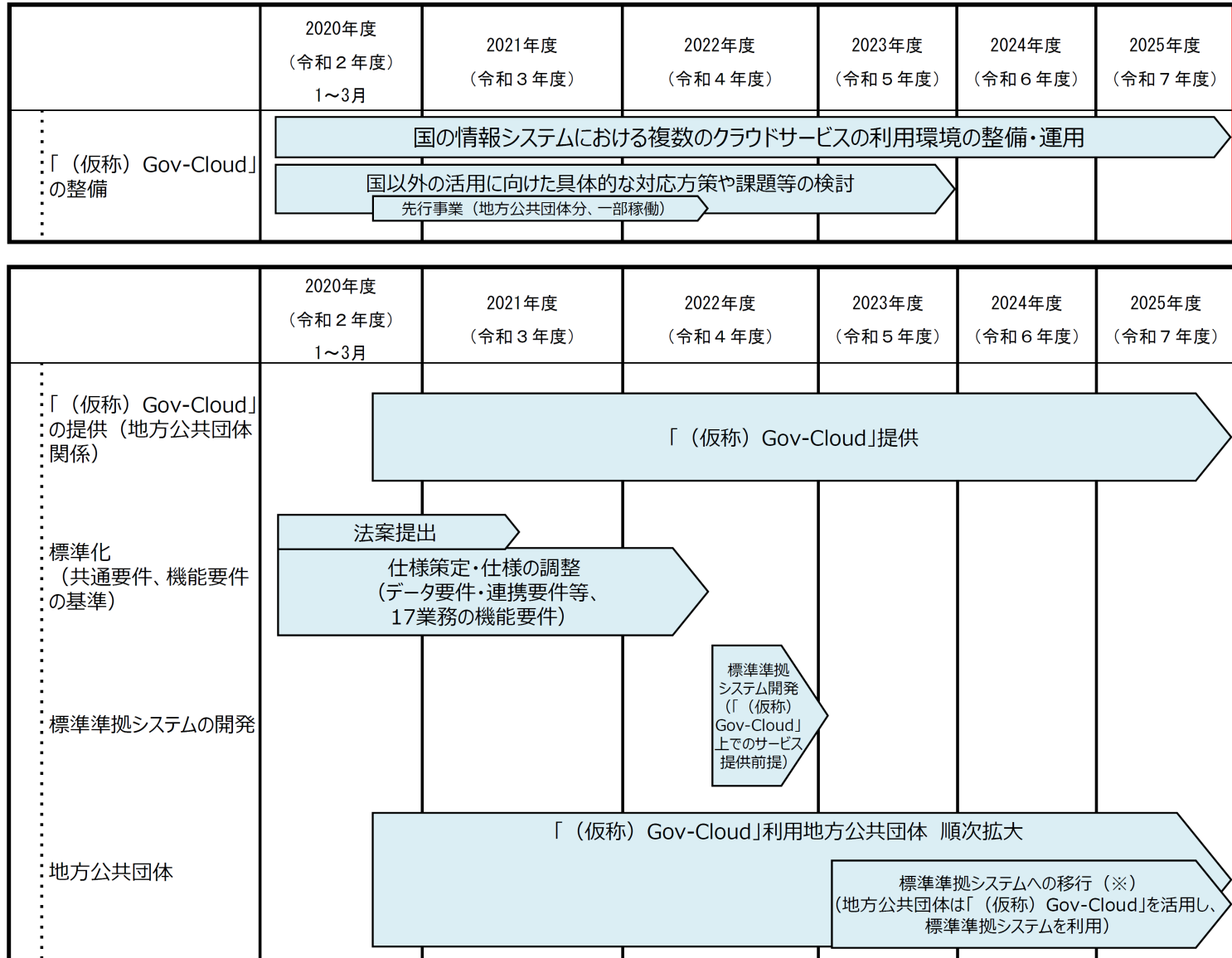
④教育（文部科学省）

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

⑤児童手当（内閣府）、子ども・子育て支援（内閣府・厚生労働省）

児童手当、子ども・子育て支援に係る業務支援システムについては、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

R2第3次補正予算: 1, 509億円

- 自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指す。

〔参考〕国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）

地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う。

令和2年度第3次補正予算

- 各自治体が、令和7年度までに「(仮称)Gov-Cloud」上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

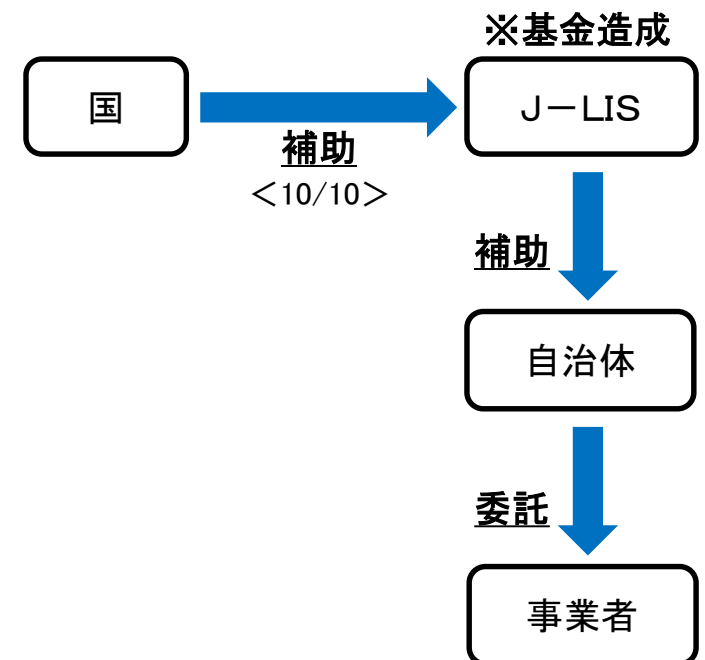
〈基金の造成先〉 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

〈基金の主な用途〉

- 「(仮称)Gov-Cloud」への移行に要する経費
 - ・ 「(仮称)Gov-Cloud」上のシステムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
 - ・ システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等） など

〈基金の年限〉 令和7年度までの5年間

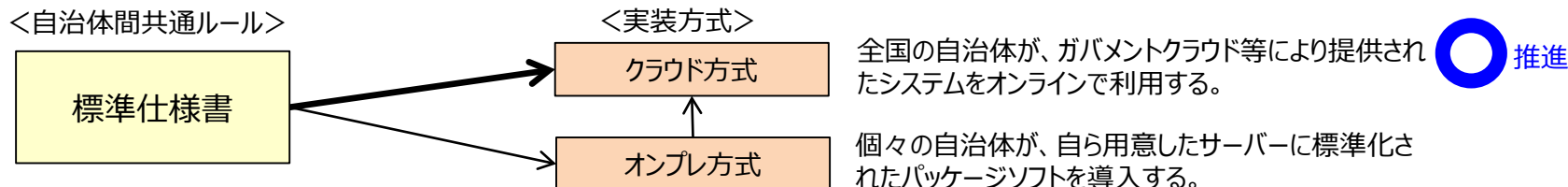
〈施策スキーム〉



地方自治体の業務システムの統一・標準化の作業方針見直しについて

令和3年2月9日
「自治体DXの推進等に関する説明会」資料
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

1. 標準仕様書は、どの実装方式にも必要。

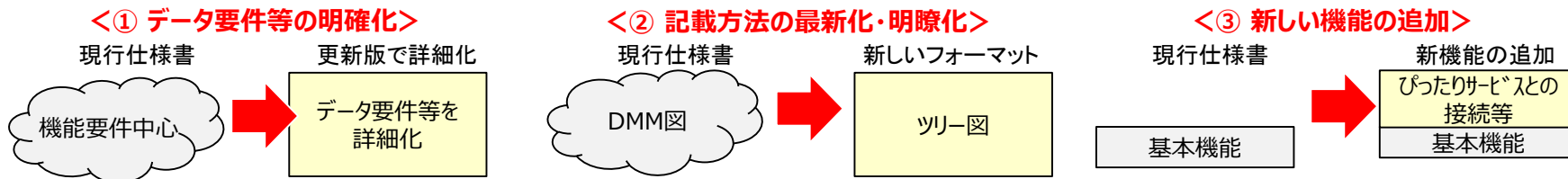


2. 標準仕様書は、絶えず更新して内容を高める。

【関係府省とIT室の役割分担】

関係府省	・機能要件（業務フロー） ・データ要件 ・連携要件	➔	関係府省	・機能要件（業務フロー）
IT室	・共通事項（非機能要件）		IT室	・共通事項（非機能要件） ・データ要件 ・連携要件

【整理・検討事項】



3. CIO補佐官や自治体と確認を取りながら策定する。

・CIO補佐官：記載方法、データ要件、連携要件、機能要件、新機能追加 等を検討

①データ要件等の詳細化について(1)

○データ要件と連携要件については、地方自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであることから、IT室（デジタル庁設置後はデジタル庁）が、制度を所管する各府省及び関係団体の協力を得て、詳細化する。

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容②

Ⅲ 標準仕様

※ 標準仕様策定にあたっては、下記に加え、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省CIO連絡会議決定、令和2年3月31日最終改定）第3編、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」（内閣官房IT総合戦略室、令和2年3月31日最終改定）も参照すること。
※ 標準仕様は、制度変更、共通規約（システム関連の政府共通ルール）改定、技術進展等を踏まえ、随時、改定することを想定している。

1. 業務要件

・業務、情報システムの概要を記載
（業務概要（全体図）、情報システム化の範囲、システム構成図等）

2. 業務フロー

・業務フローをBPMN(*1)で記載
・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
・システムが提供する機能に関する要件を策定
（どのような情報を入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等）

3. 機能要件

3.1 機能要件(*2)

3.2 画面要件(*3)

3.3 帳票要件(*4)

3.4 データ要件(*5)

3.5 連携要件(*6)

*1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。具体的な表記方法については、「地方自治体業務プロセス・情報システムの標準仕様における業務フローについて」（令和2年5月29日内閣官房IT室資料）を参照。

*2: 機能構成図（ツリー図等により全体像を示したもの）も整理する。

*3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。

*4: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

*5: 中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹系システム内で管理するデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

*6: 地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、基幹系システムが他から受け取るデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

4. 非機能要件

※ 非機能要件は、IT室・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

4.1 可用性、4.2 性能・拡張性、4.3 運用・保守性

4.4 移行性、4.5 セキュリティ、4.6 システム環境・エコロジー

各省検討事項

共通
事項
検討

4

①データ要件等の詳細化について(2)

令和3年2月9日
「自治体DXの推進等に関する説明会」資料
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

○ データ要件と連携要件の詳細化の目的は、次のとおり。

① 国民のサービス向上

- ・ 庁内外のデータ連携を可能とすることにより、ワンスオンリーでサービスが提供できる環境を作る。
- ・ デジタルガバメント実行計画別紙4に記載する手続きをはじめとする主要な手続きを、オンラインで行える環境を作る。

【現状】

- ・ 何度も同じことを書かされる。
- ・ 変更は個別に行う必要がある。



【目指すべき姿】

- ・ 前回の申請内容が自動で入力されている
- ・ データの変更は全体が連動して行われる
- ・ 条件が合えば自動で申請・審査される



② 自治体の業務効率改善

- ・ 契約するベンダーを変更する際に、容易にデータ移行ができる環境を作る。
- 自治体が、機能・操作性・コストにすぐれた業務アプリを、提供ベンダーに縛られず、自由に選べるようになる。

【現状】

- ・ データ移行に時間もお金もかかる。



【目指すべき姿】

- ・ データ移行に時間もお金もかからない。

①データ要件等の詳細化について(3)

令和3年2月9日
「自治体DXの推進等に関する説明会」資料
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

○ データ要件と連携要件の詳細化の検討方法及び内容は、次のとおり。IT室（デジタル庁設置後はデジタル庁）が、制度を所管する各府省及び関係団体の協力を得て、実施する。

(a) データ要件

①	データ項目の棚卸調査(各自治体、各ベンダー)
②	データ項目の整理(業務共通、業務独自)
③	データモデル化(ER図)
④	データ要件整理(データ項目一覧、データ属性定義)

(b) 連携要件

①	業務フロー等の見直し(各府省)等により、新たな連携要件を作成	
	他機関との連携	業務フロー等の見直し(各府省)等を踏まえ、データ標準レイアウトにない、新たな連携を抽出し、連携要件を追加
	内部業務との連携	業務フロー等の見直し(各府省)等を踏まえ、地域情報プラットフォーム標準仕様でない、新たな連携を抽出し、連携要件を追加
		地域情報プラットフォーム標準仕様の通信要件等を確認し、所要の拡充を実施
ぴったりサービスとの連携	ぴったりサービスとの連携要件を洗い出し、作成	

②記載方法の最新化・明瞭化について

令和3年2月9日
「自治体DXの推進等に関する説明会」資料
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

○ 機能要件の一覧性を高め、標準化の対象となる業務を明確化するため、標準仕様においては、**「DMM」ではなく、「ツリー図」を作成していただきたい。**

※ ツリー図で示されない機能（標準仕様書の対象範囲以外の機能）を追加することができることを、標準仕様には明確化すること。
例：住民記録システムにおける総合窓口やコンビニ交付等団体の政策（サービス有無）により異なる機能

【DMMのイメージ】

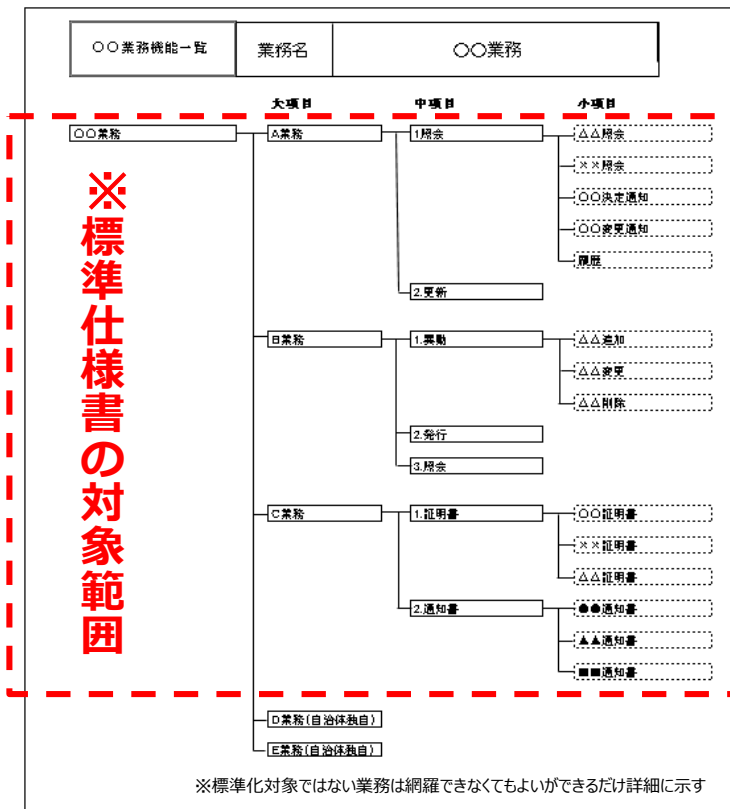
地域情報プラットフォーム標準仕様の機能分析表

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.4

機能構成図 (DMM)			業務名		
階層1	階層2		階層3		
14.1 住民異動情報取込	14.12 資格異動	14.13 被保険者証発行	14.21 保険料記録	14.22 特別徴収依頼	14.23 保険料更正
14.14 被保険者資格管理	14.15 自市町村住所特例承認	14.16 適用除外施設入居承認	14.24 減免・猶予決定	14.25 保険料記録	14.26 納入通知書・納付書発行
14.17 適用除外施設入居承認	14.18 自市町村住所特例承認	14.19 自市町村住所特例承認	14.27 申請受付	14.28 代理納付額算出	14.29 口座振替依頼
14.31 事業統計報告(月報)	14.32 事業統計報告(年報)	14.33 認定状況報告	14.41 被保険者資格管理	14.42 保険料記録	14.43 保険料徴収
14.34 統計・報告	14.35 情報提供	14.36 統計・報告	14.44 介護保険	14.45 滞納管理	14.46 滞納管理
14.37 給付管理	14.38 支給管理	14.39 要介護認定	14.47 給付管理	14.48 支給管理	14.49 要介護認定
14.71 現物給付実績受付	14.72 高額計算	14.73 高額助戻	14.61 認定更新助戻	14.62 申請受付	14.63 申請要件審査
14.74 給付費通知	14.75 給付管理	14.76 申請受付	14.64 受給者管理	14.65 申請内容決定	14.66 申請内容決定
14.77 支払依頼	14.78 支給決定通知	14.79 支給要件審査	14.67 異動連絡	14.68 受給資格変更管理	14.69 減免証発行
14.51 申請受付	14.52 給付制限判定	14.53 訪問調査	14.54 認定結果通知	14.55 要介護認定	14.56 意見書入手
14.57 給付制限決定	14.58 二次判定	14.59 一次判定	14.51 申請受付	14.52 給付制限判定	14.53 訪問調査



【ツリー図のイメージ】



業務要件・業務フローにおける留意事項(1)

令和3年2月9日
「自治体DXの推進等に関する説明会」資料
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

○ 各省庁が策定する各業務の業務要件と業務フローについては、単に現在の業務等を前提に記載するのではなく、デジタル手続法に基づくデジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ）を実現する観点から、必要な見直しを検討し、見直し後の業務について記載いただきたい。

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容②

Ⅲ 標準仕様

- ※ 標準仕様策定にあたっては、下記に加え、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省CIO連絡会議決定、令和2年3月31日最終改定）第3編、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」（内閣官房IT総合戦略室、令和2年3月31日最終改定）も参照すること。
- ※ 標準仕様は、制度変更、共通規約（システム関連の政府共通ルール）改定、技術進展等を踏まえ、随時、改定することを想定している。

1. 業務要件

・業務、情報システムの概要を記載
（業務概要（全体図）、情報システム化の範囲、システム構成図等）

2. 業務フロー

・業務フローをBPMN(*1)で記載
・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
・システムが提供する機能に関する要件を策定
（どのような情報を入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等）

3. 機能要件

- 3.1 機能要件(*2)
- 3.2 画面要件(*3)
- 3.3 帳票要件(*4)
- 3.4 データ要件(*5)
- 3.5 連携要件(*6)

*1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。具体的な表記方法については、「地方自治体業務プロセス・情報システムの標準仕様における業務フローについて」（令和2年5月29日内閣官房IT室資料）を参照。

*2: 機能構成図（ツリー図等により全体像を示したもの）も整理する。

*3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。

*4: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

*5: 中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹系システム内で管理するデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

*6: 地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、基幹系システムが他から受け取るデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

4. 非機能要件

※ 非機能要件は、IT室・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

- 4.1 可用性、4.2 性能・拡張性、4.3 運用・保守性
- 4.4 移行性、4.5 セキュリティ、4.6 システム環境・エコロジー

各省検討事項

共通検討事項

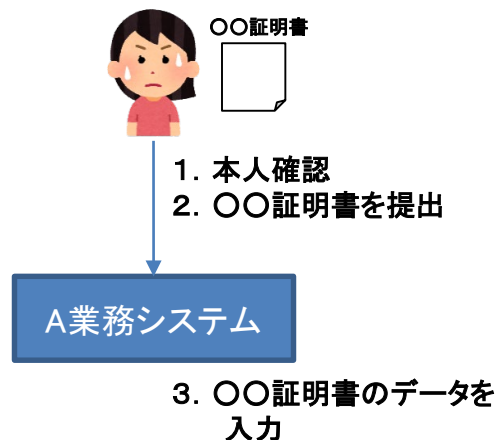
業務要件・業務フローにおける留意事項（2）

令和3年2月9日
「自治体DXの推進等に関する説明会」資料
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

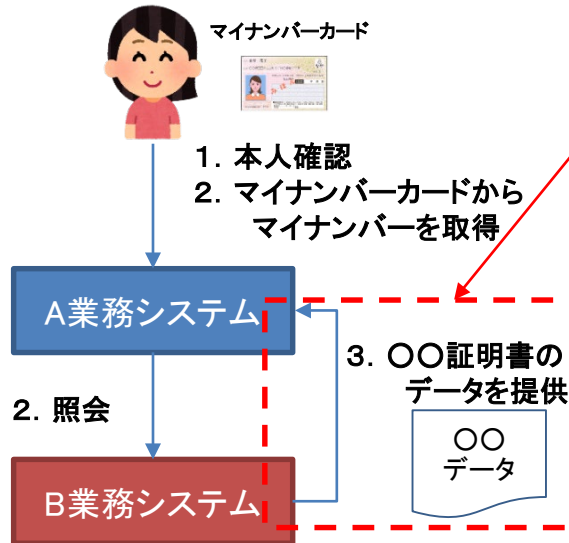
- 現在の業務等について、デジタル手続法に基づくデジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ）を実現する観点から、必要な見直しを行うための検討方法等は、次のとおり。
 - a 住民からの申請等の方法について
窓口や郵送のみとなっていないか → オンライン申請等を追加
 - b 住民からの申請等における記載・入力事項や証明書等の添付について
他業務・他機関からの情報取得や、マイナンバーカードからの取得等により、削減・省略できないか
→ 他業務・他機関からの情報取得や、マイナンバーカードからの取得等を追加

見直しのイメージ

【見直し前】



【見直し後】



【※注意事項】

業務フロー等の見直しにより、新たに連携するデータ項目が発生し、連携要件を規定する必要あり

IT室に必要なデータ項目等を提供

業務フロー策定段階から早めにIT室にご相談ください。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日